

都区制度改革について

都区制度改革の変遷

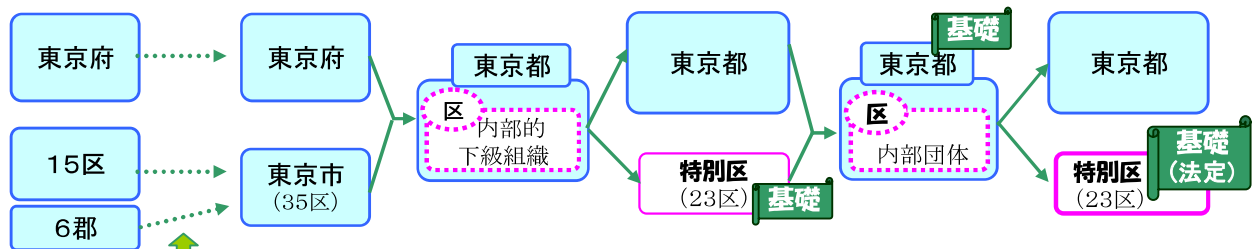
大都市の一体性を確保しつつ
身近な自治を強化

地方自治法	改革のポイント	改革の背景
昭22施行	都区2層制(特別区は「基礎」) ⇒実態的権限なし	戦後民主化の徹底 ※都区の紛争激化
昭27改正 (同年施行)	特別区は都の内部的団体に ⇒都が「基礎」、区長公選廃止、 事務の限定列举、都が調整権	強力な「基礎」の存在が 戦災復興を「阻害」 ※改革悲願の始まり
昭39改正 (昭40施行)	特別区の権限を拡大 ⇒福祉事務所等移管、課税権(都 が調整)、都区協議会設置	「市」の事務の重圧で 都の行財政が麻痺 ※大都市問題の激化
昭49改正 (昭50施行)	特別区に「市」並み自治権付与 ⇒区長公選、人事権、事務配分 原則の転換(保健所等の移管)	大都市における自治 意識の高まり ※引続き都が「基礎」
平10改正 (平12施行)	都区2層制の復活(法定) ⇒都区の役割分担、財源配分 原則明確化(清掃等の移管他)	地方分権、都区の行政 責任明確化の要請 ※都区制度の到達点

<参考> ●特別区の変遷イメージ

明治11年 1878年 (区の誕生) 昭和7年 1932年 (隣接郡町村編入) 昭和18年 1943年 (戦時体制) 昭和22年 1947年 (戦後の民主化) 昭和27年 1952年 (戦後復興優先) 平成12年 2000年 (地方分権)

【郡区町村編制法】 【大東京市発足】 【東京都制施行】 【地方自治法制定】 【改正自治法施行】 【改正自治法施行】

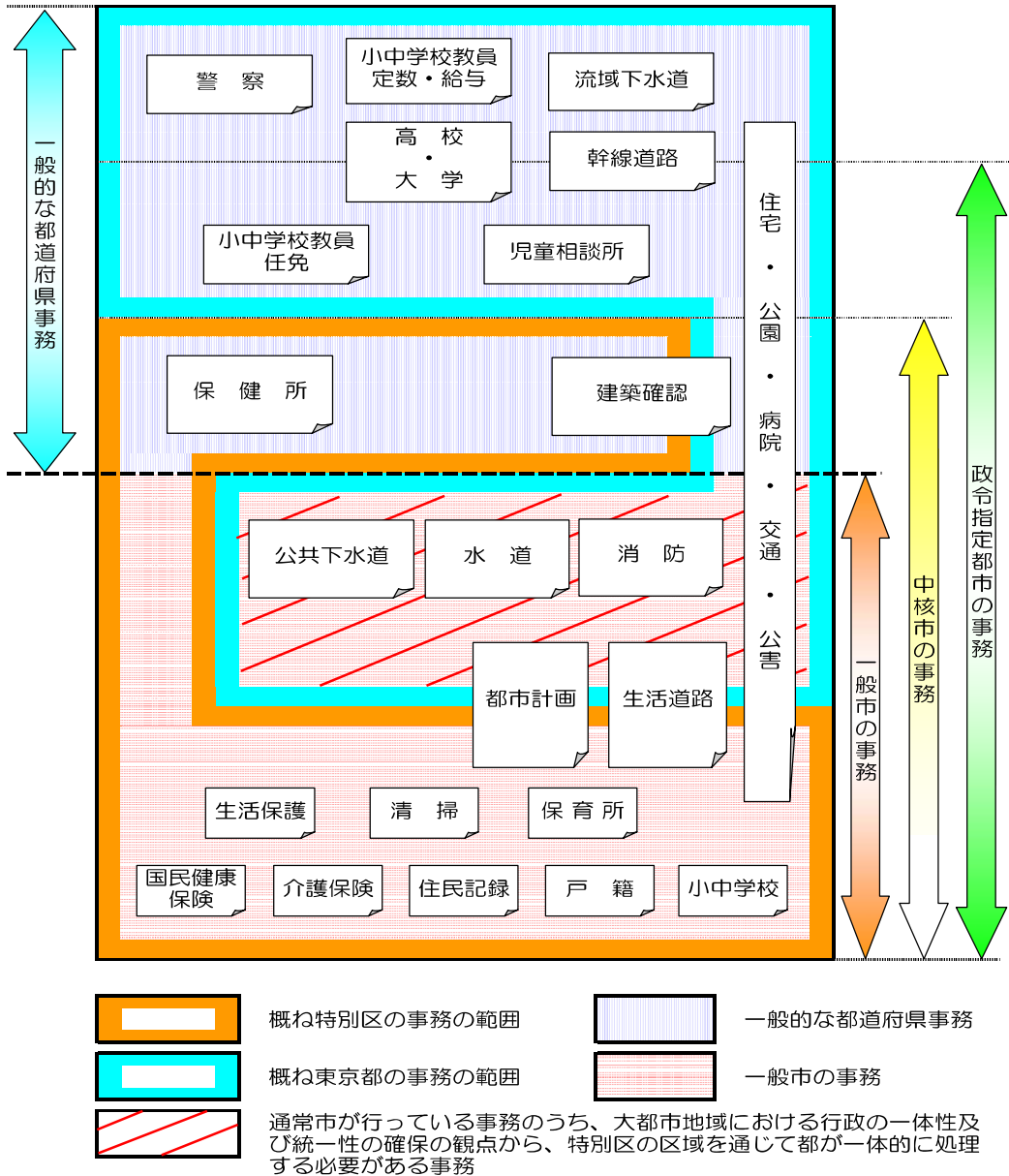


明治11年以降昭和7年までの間の変遷については、2ページ上段の表をご参照ください。

参考資料

出典：特別区長会事務局資料

● 地方自治体の事務の範囲（主な役割主体・例示）



(参考) 通常市が処理する事務で都が実施又は特別区の連携で対応している例

都が処理しているものの例

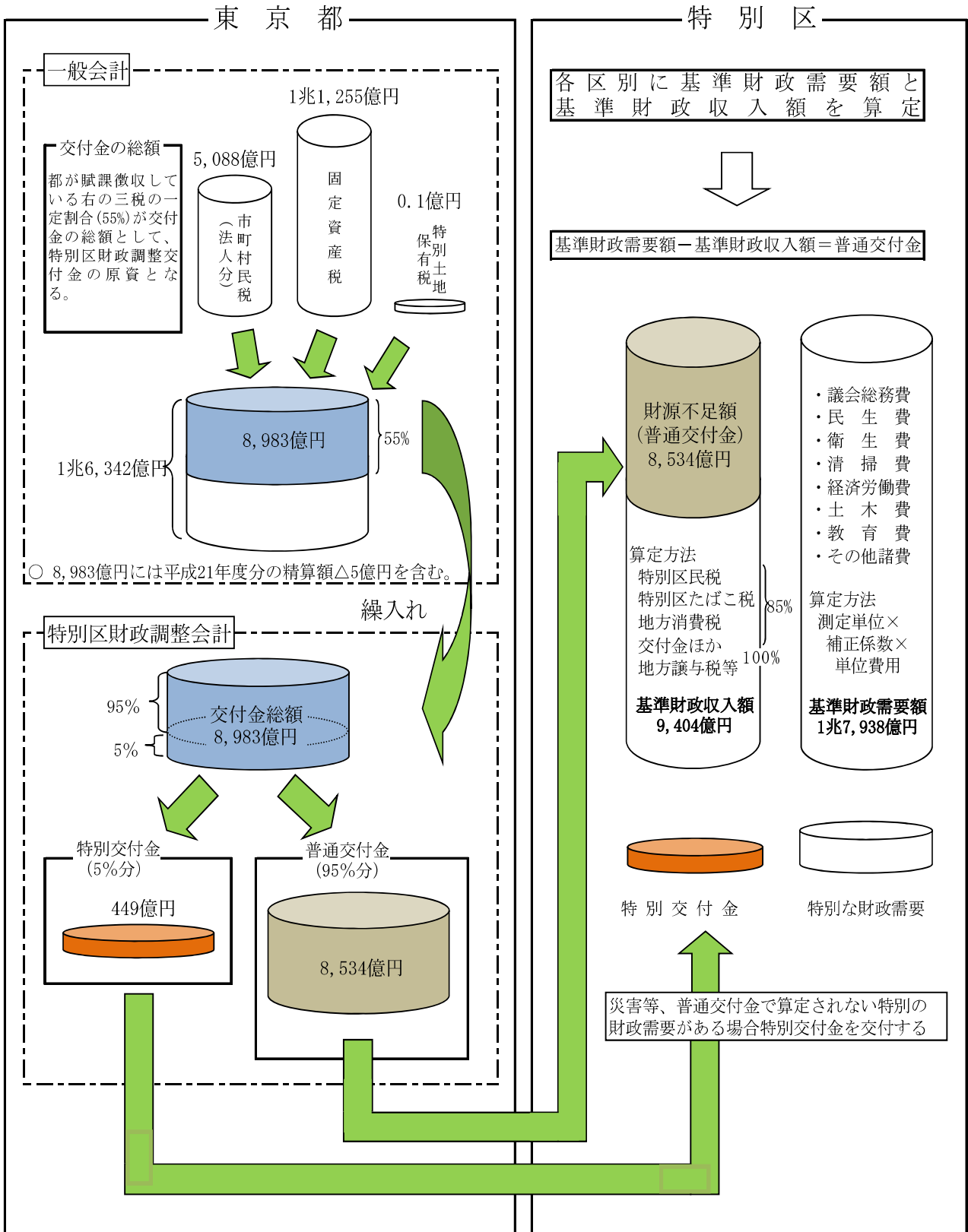
上水道・公共下水道の設置管理、消防事務、一定規模以上の都市計画決定

特別区が共同で又は連携して処理しているものの例

- ・ 清掃事業の中間処理（一部事務組合：平成 12 年度清掃事業移管時から）
⇒ 21 清掃工場他 各区の収集運搬事業と連携、最終処分場共有（都が管理）
- ・ 生活保護施設の設置・管理（一部事務組合：昭和 40 年度福祉関係事務移管後から）
⇒ 更生施設 8 所、宿所提供施設 5 所、宿泊所 8 所、路上生活者関係施設 8 所
- ・ 国民健康保険料の自主調整（平成 11 年度以前は都が調整）
⇒ 基礎的な行政サービスである国民健康保険制度の性格を踏まえて、23 区間の協議により自主的に保険料を調整（同じ所得、世帯構成であれば同額）

特別区財政調整交付金算定の仕組み

(図中の数値は、平成23年度フレーム(注)に基づく)



※端数の調整により合計が合わない場合があります。

(注)フレーム：都区財政調整方針に基づく算定見込額

都区のあり方検討の経緯と現状のポイント

◇検討に至る経緯

- 平成 12 年都区制度改革時に、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する根本課題が積み残し
- 財源問題（主要 5 課題）協議の結果、都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐって、都区の見解は大幅に乖離
 - ※都 1 兆 2 千億円、区 6 千 8 百億円（平成 15 年度決算）
- 財源配分のあり方は、都区のあり方検討の結果で整理することで暫定決着
 - ※都区のあり方検討委員会設置（平成 19 年 1 月から）＜事務、区域、税財政など＞
 - ※三位一体改革等で 5 5 %に（平成 19 年度から）＜分担変更等以外は当面安定化＞

◇検討に臨む方針（19.6.15 区長会総会）

- 事務配分は、基礎自治体優先の原則を踏まえ都が実施する事業を例外なく検討
- 区域のあり方は、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断
- 税財政は、事務移譲に応じた財源移譲及び特別区の主体性の強化等を目指す

◇検討の状況

○事務配分

- ・内部管理事務等を除き、都の全ての事務を対象に検討（4 4 4 項目）
- ・平成 23 年 1 月の幹事会で、検討対象事務の方向付けを完了
 - ※区に移管：5 3 都区の役割見直し：3 0 引き続き検討：1 0 1
 - 都に残す：1 8 4 検討対象外：7 5 税財政制度の課題として整理：1
- ・児童相談所のあり方について、実務レベルの課題の整理を行うことで一致
 - ※都区双方の人選調整済み、開始時期未定
- ・区に移管する方向で一致した事務の実務レベルでの具体化等、事務配分の今後の取扱いは、都の内部調整が未了のため、保留状態
 - ＜参考＞都の考え方：都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべき。都の評価は、特別区が人口 5 0 万人以上の規模となった場合を想定した評価。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。

○区域のあり方

- ・都は、再編を含む区域のあり方について議論が必要と主張、区側は、それぞれの区が主体的に判断するものと主張し、議論が噛み合わず
- ・議論の中で、当面、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論することに
 - ※東京の自治のあり方研究会：学経 7 名 行政実務者 10 名、平成 21 年 11 月開始

○税財政制度

- ・区側から論点を示したが、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理